

会員規約改定のお知らせ

会員様の権利、クラブ内で守っていただきたいルール、及びカーブスの責任を明確にさせていただくために、平成23年6月1日より、会員規約を以下のとおり改定しております。ご確認ください。

| 改定前 | 改定後 |
|---|---|
| 第7条(入会金、会費及び諸費用) 1 入会金は入会手続をおこなった日から、会費は申込書記載の「会費発生日」から発生します。会員は、会費発生日から第14条に定める退会日までの入会金及び会費について、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、支払義務を免れることはできません。入会金、会費及び諸費用の詳細は別途定めます。 | 1. 入会金は入会手続をおこなった日から、会費は申込書記載の「会費発生日」から発生します。会員は、会費発生日から第14条に定める退会日まで(会員制のため、利用がない期間を含む)の入会金及び会費について、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、支払義務を免れることはできません。入会金、会費及び諸費用の詳細は別途定めます。 |
| (第11条(損害賠償責任免責)より移動して独立) | 第10条(確認及び表明) 会員は、以下の事項を確認及び表明したうえで、自らの意思と判断で入会および継続するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 筋力トレーニング、ストレッチ、または有酸素運動(機器類の使用を含む)が、場合によっては危険を伴う可能性があること (2) プログラムへの参加や機器類の使用に支障となる病気や怪我等がなく、肉体的に健康であること (3) 会員は既往症がある場合や身体的に不安がある場合には、エクササイズ、フィットネス、または機器類の使用について医師の了解が必要な旨通知されたこと (4) フィットネスや機器類の使用について医師の同意を得るべく、最低年1回以上の健康診断や健康相談を受けることを勧められたこと |
| 第10条(諸規則の遵守) 会員はCurves施設の利用にあたり、本規約及び施設内諸規定を遵守し、施設スタッフの指示に従うと共に、施設内の秩序を乱す行為をしてはならないものとします。 | 第11条(遵守事項) 会員はCurves施設の利用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>自らの筋力、体力、体調等を考慮し、無理をしない範囲でワークアウト等をおこなうこと。</u> (2) <u>高額な金銭、貴重品等を施設に持ち込まないこと。また所持品等の管理は自らの責任でおこなうこと。</u> (3) <u>入会の検討を目的としない第三者(幼児、ペット等を含む)を施設に入室させないこと。</u> (4) <u>施設内の秩序を乱す行為をおこなわないこと。</u> (5) <u>その他、本規約、施設内諸規定、および施設スタッフの指示等に従うこと。</u> |
| 第11条(損害賠償責任免責) 1 会員は、Curvesへの入会、ワークアウト、機器の使用、会員の持参物の管理、あるいは何らかの手続の省略、Curves関係者の過失を含め、そこから生じた負傷や損害について、Curves関係者に対し一切の損害に関する権利を主張せず、Curves関係者を免責します。 | 第12条(損害賠償責任免責) 会員が施設の利用に関して、会員自身が受けた損害に対して、Curves関係者は、Curves関係者に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、Curves関係者は、Curves関係者に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。 |
| 第18条(利用の禁止) 次の各号の一つにでも該当すると会社またはパートナーが判断した会員に対して、会社またはパートナーは、該当する会員に対して施設利用を禁止させることができます。但し、これにより会員は会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。 | 第19条(利用の禁止) <ul style="list-style-type: none"> (3) <u>刺青のある方。(但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)</u> |

《Curves 会員規約》

第1条(語句の定義)

- 「Curves」とは、会社またはパートナーが運営し、「CurvesWorkout」を実践する会員制組織です。
- 「会員」とは、Curves会員規約に同意のうえ、「Curves」に入会した個人をいいます。
- 「会社」とは、株式会社カーブスジャパンをいいます。
- 「パートナー」とは、会社と契約しCurves施設を運営する法人または個人をいいます。
- 「施設」とは、会社またはパートナーが運営し会員が利用するCurvesの店舗をいいます。
- 「Curves関係者」とは、Curves International, Inc.、会社、パートナーとの代表者、従業員、スタッフなどCurvesに関与する全ての者をいいます。
- 本規約によって定める条項は、Curves全会員に適用されるものとします。

第2条(クラブ運営の目的)

Curvesは本規約に則り、会員がCurves施設を利用し、心身の健康維持および増進を図ると共に会員相互の親睦を図り、「心と体の健康」の実現に寄与することを目的とします。

第3条(施設管理運営の責任)

Curves施設は、会社もしくはパートナーがその運営・管理をおこないます。

第4条(会員制)

- Curvesは女性専用です。
- 会員は、本規約を承認し、会社またはパートナーと契約を締結します。
- 施設の利用範囲、条件、特典については別途定めます。
- 会員は、施設利用時に必ず会員証を提示します。

第5条(入会資格)

Curvesの入会資格は、以下のとおりとします。

- 会社所定の申告書提出により、施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社またはパートナーへ申告した方。
- 本規約に同意した方。

- 過去に会社またはパートナーから除名等の処分を受けていない方。但し、除名等の処分を受けた方でも、会社またはパートナーが別途再入会を承認した方は除く。

第6条(入会手続)

- 会社所定の申込書を提出し、会社またはパートナーの承認を得たうえ、入会金、会費及び諸費用の支払手続をおこなった時点で入会手続は完了します。なお、手続完了後初めて到来する支払日に支払がなかった場合、会社またはパートナーは、第16条(1)に従い、通知をもって会員を除名処分することができます。但し、その場合も会員は、入会金、除名処分までの会費及び諸費用の支払を免れるものではありません。

- 未成年者は、会社所定の書式により保護者の同意を得るものとします。保護者は、自身の会員資格の有無に問わらず、本人の責任を連帯して負うものとします。

第7条(入会金、会費及び諸費用)

- 入会金は入会手続をおこなった日から、会費は申込書記載の「会費発生日」から発生します。会員は、会費発生日から第14条に定める退会日まで(会員制のため、利用がない期間を含む)の入会金及び会費について、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、支払義務を免れることはできません。入会金、会費及び諸費用の詳細は別途定めます。

- 会員は別に定める支払期限までに、入会金、会費及び諸費用を会社またはパートナーに支払うものとします。

- 前項の支払方法は、口座引落しまたはクレジットカードによるものとします。(当月会員登録について、口座引落しの場合は原則前月26日を引落し日とし、クレジットカードの場合は原則当月1日の課金とします。クレジットカードを利用した際のクレジットカード会社への支払は、利用するクレジットカード会社の規約に準ずるものとします。)

- 会員は、会社が提携する料金収納代行会社が、入会金、会費及び諸費用に関する口座引落し業務を行なうことに同意します。

- 会社またはパートナーが受領した入会金、会費及び諸費用は、原則として返還されません。

第8条(会員資格の取得)

- 第6条の入会手続が完了した時点で会員資格を取得したものとします。

- 会員資格は、他に貸与もしくは譲渡できません。

第9条(告知義務及び通知義務)

- 会員は、申込書、健康状態申告書、その他会社またはパートナーに提出する書類において、実事実を告知するものとします。
- 会員が前項において告知した事実に変更が生じた場合には、会員は速やかにその旨を会社またはパートナーに通知し、会社所定の手続を行ないます。
- 会員が前各項の義務を怠ったことにより会員または第三者に生じた一切の損害について、会員及びパートナーは責任を負わないものとします。

第10条(確認及び表明)

会員は、以下の事項を確認及び表明したうえで、自らの意思と判断で入会および継続するものとします。

- 筋力トレーニング、ストレッチ、または有酸素運動(機器類の使用を含む)が場合によっては危険を伴う可能性があること
- プログラムへの参加や機器類の使用に支障となる病気や怪我等がなく、肉体的に健康であること
- 会員は既往症がある場合や身体的に不安がある場合には、エクササイズ、フィットネス、または機器類の使用について医師の了解が必要な旨通知されたこと
- フィットネスや機器類の使用について医師の同意を得るべく、最低年1回以上の健康診断や健康相談を受けることを勧められたこと

第11条(遵守事項)

会員はCurves施設の利用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。

- 自らの筋力、体力、体調等を考慮し、無理をしない範囲でワークアウト等をおこなうこと。
- 高額な金銭、貴重品等を施設に持ち込まないこと。また所持品等の管理は自らの責任でおこなうこと。
- 入会の検討を目的としない第三者(幼児、ペット等を含む)を施設に入室させないこと。
- 施設内の秩序を乱す行為をおこなわないこと。
- その他、本規約、施設内諸規定、および施設スタッフの指示等に従うこと。

第12条(損害賠償責任免除)

会員が施設の利用に関し、会員自身が受けた損害に対して、Curves関係者は、Curves関係者に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、Curves関係者は、Curves関係者に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第13条(会員の損害賠償責任)

会員が施設の利用中、会員の責に帰する事由により会社ならびにパートナーまたは第三者に損害を与えた場合、会員がその賠償の責を負うものとします。

第14条(自動継続)

会員資格は、会員による退会手続または会社またはパートナーによる会員の除名手続の場合を除き、会員の選択したコース毎の規定に従い更新されます。

第15条(退会)

- 会員が退会を希望する場合には、会社またはパートナーに対し会社所定の退会届を提出することとします。

- 会員は、退会の前月中に退会届を提出することにより、提出の翌月末日をもって退会できます。なお、会員は、理由のいかんにかかわらず、退会届提出日から退会日までの期間の会費及び諸費用の返金を求めるることはできません。

- 会員は、中途解約に際し、その選択したコース毎の規定に従い、解約精算金を支払うこととします。但し、以下の場合は解約精算金の支払を免れます。
 - ・医師により運動が禁止され、医師が発行する書面によりこれを証明した場合。
 - ・会員が転居し、Curves施設を利用することができない場合。

第16条(会員資格喪失)

会員は、次の各号の一つにでも該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利も喪失します。会員資格を喪失した場合、会員は速やかに会員証を返還することとします。なお、会員はパートナーは、既に会員より支払われた入会金、会費及び諸費用は、一切返金しないものとします。

- 会社所定の退会届を会社に提出し、会社がこれを承認し、会社が定める有効期間が満了した場合。

- 会社またはパートナーから除名された場合。

- 会員本人が死亡した場合。

第17条(会員除名)

会員が次の各号の一つにでも該当する場合、会社またはパートナーはその会員をCurvesから除名することができます。

- 入会金、会費もしくは諸費用の支払を1回でも遅延した場合。

- 本規約及び諸規則に違反した場合。

- Curvesの名譽を傷つけたり、秩序を乱す行為をした場合。

- Curves施設内に宗教活動、政治活動、及び営業活動等をおこなった場合。

- 他の会員、第三者の名譽・身体を傷つけたり、財産を侵害するなどの行為をおこなった場合。

- 暴力団関係者、反社会的勢力関係者もしくは違法薬物服用者と会社またはパートナーが判断した場合。

- その他、会員またはパートナーが会員としてふさわしくないと認めた場合。

第18条(施設の一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号の一つにでも該当する場合、会社またはパートナーが判断した場合、会社またはパートナーは、施設の全部または一部の閉鎖もしくは休業することができます。その場合、緊急の場合を除き、一週間前までにその旨を当該施設を利用する会員に告知します。但し、これにより会員は会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。
- 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合。

第2条(利用目的)

当社グループならびにパートナーは、会員の個人情報を、以下の目的のため利用します。

- 会員の各種サービスの契約及びその利用状況の管理のため
- 郵送、電話、ファクシミリ、または電子メールにより会員に対して以下の案内を行なうため
 - ・会員にサービス等を提供するうえで必要となる確認
 - ・販売促進用資料やアンケート等
 - ・イベントや新サービス等

第3条(安全管理)

当社ならびにパートナーは、会員の皆様からいただいた個人情報を厳重に管理し、漏洩、改ざん等の防止対策を講じるものとします。

第4条(第三者委託)

当社ならびにパートナーは、第2条の利用目的の達成に必要な範囲で、会員の個人情報の事務処理(コンピューター事務等)を第三者に委託する場合があります。この場合、当社ならびにパートナーは、委託する個人情報に保護措置を講じたうえで、委託をします。また、委託先に対しては、委託した個人情報の安全管理が図られるよう、必要且つ適切な監督をおこないます。

第5条(提供の同意)

当社グループならびにパートナーは、以下のとおり、会員の個人情報を共有し、相互に提供します。また、会員はこれに同意します。

- 共有する情報
 - a) 会員が所定の申込書に記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先(会社名・所属部署・役職・住所・電話番号・入社年月)、メールアドレス、家族情報、住居状況、入会のきっかけ、会員種別、会員番号等、会員の属性に関する情報。(入会手続後に当社が会員から通知を受ける等により知りえた変更情報を含む。以下同じ。)
 - b) 契約の種類、申込日、契約日、振替口座、金額等の契約情報。
 - c) 会員の契約に関する利用情報。
- 共有する者の範囲:当社グループならびにパートナー
- 共有する目的:会員の各種契約及びその利用状況の管理、販売促進用資料・アンケート等のご案内、マーケティング活動・商品開発
- 共有する個人情報の管理について責任を有する者の名称:株式会社カーブスジャパンならびにパートナー

第6条(第三者提供)

第4条及び第5条に規定する場合及びその他法令上認められた場合を除いて、当社ならびにパートナーは、予め会員の同意を得ないで、会員の個人情報を第三者に提供することはありません。

第7条(開示・訂正等)

- 会員は当社ならびにパートナーに対し、当社ならびにパートナーが保有する当該会員に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示を求める場合には、第9条のお問い合わせ窓口に連絡のうえ、当社もしくはパートナー所定の方法により請求するものとします。

- 前項による開示の結果、万一当該情報の内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、当社ならびにパートナーは、第2条に規定する利用目的の達成に必要な範囲において、速やかに当該情報の訂正、追加または削除に応じるものとします。

第8条(個人情報の取り扱いに関する個別的対応)

- 当社もしくはパートナーは、会員になろうとする者がご入会の申込に際し申込書に記載すべき事項の記載を希望しない場合及び本方針の全部または一部に同意しない場合、ご入会をお断りすることができます。
- 前項の規定にかかわらず、当社もしくはパートナーは、当社が提携する料金収納代行会社の業務遂行に必要な、最小限の個人情報の共有に同意しない者のお入会をお断りすることができます。

第9条(お問い合わせ窓口)

会員の個人情報の取り扱いに関するお問い合わせについては、以下の当社個人情報対策室が担当部署となります。

電話:0120-102925

電子メールアドレス:info-cv@curves.co.jp

《クレジットカード支払いに関する規約》

第1条(定義)

クレジットカード支払とは、会員が申込書にクレジットカード会員番号・有効期限等を記載し、会社に登録することで、会社またはパートナーに支払う定期料金(以下「定期料金」という)を指定したクレジットカードの発行会社(以下「カード会社」という)が定める規約に基づき支払うことをいいます。

第2条(注意事項)

- 会員は、会社に対しクレジットカード支払の変更または解約を申し出ない限り、指定したクレジットカードにより、継続的に定期料金を支払います。
- 会員が指定したクレジットカードの会員番号・有効期限に変更があった場合は、速やかに会社に申し出るものとします。会員は、カード会社が事前に会員に通知することなく新しい会員番号や有効期限を会社に通知しても異議を唱えないことをとします。
- 会員は、カード会社により、会員番号・有効期限が更新された場合であっても、引き続き更新されたクレジットカードにより定期料金を支払います。
- 会員は、カード会社の規約により会員資格を喪失し、カード会社によりクレジットカード支払が解除された場合、会社またはパートナーから直接定期料金の請求がなされる場合があることを予め了解します。
- 会員がカード会社の規約により会員資格を喪失した場合、または会員自らクレジットカード契約を解約した場合、クレジットカードが利用できない状態にあるときでも、会社がその旨の通知をカード会社から受けた翌月利用分の定期料金までは、カード会社から請求する場合があることを、予め了解します。
- カード会社の規約により、クレジット支払が承認されない場合、会社またはパートナーから直接定期料金の請求を行なう場合があることを、会員は予め了解します。
- 会員は、会員とカード会社間の契約に基づき行なわれる請求、支払いなどの一切の行為に関して、自らの責任においてこれに対応するものとします。

《個人情報取り扱いに関する規約》

第1条(定義)

- 「当社」とは、株式会社カーブスジャパンをいいます。
- 「パートナー」とは、当社と契約しCurves施設を運営する法人または個人をいいます。
- 「当社グループ」とは、Curves International, Inc.、株式会社カーブスジャパン及びその関連会社をいい、当社を含みます。
- 「個人情報」とは、現会員および退会会員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該会員を区別することができるものをいいます。